

岐阜県スポーツコミッション（合宿誘致）推進事業費補助金交付要綱 **[案]**

（総則）

第1条 県は、国内外のトップアスリートが県内のスポーツ施設を利用することにより、当該スポーツ施設のブランド価値の向上及び県民の飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア（以下「高地トレーニングエリア」という。）の利用の促進を図るため、スポーツチーム又は当該チームの所属する競技団体（以下「補助事業者」という。）が行う県内での合宿に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高地トレーニングエリアその他の県内スポーツ施設で実施する合宿のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 延べ50泊以上する合宿で、次のいずれかに該当するもの

ア 合宿の初日の属する年度の前年度から過去3年度以内に開催された別表1に掲げる大会で2回以上1位（高地トレーニングエリアで合宿を実施する場合にあっては、1位から3位まで）の入賞実績を持つ選手が所属する補助事業者（当該入賞時に当該選手が所属していた補助事業者に限る。）が実施するもの（過去にこの補助金の交付を受けたことのない補助事業者が申請する場合に限り、当該入賞実績が1回である選手が所属する補助事業者が実施するものを含む。）

イ 直近の別表2に掲げる大会に出場した選手又は次回の当該大会に出場する選手が所属する補助事業者が実施するもの

（2） 別表2に掲げる大会のため、海外又は国内の代表チームを編成する補助事業者が実施するもの

（3） 次に掲げる補助事業者が高地トレーニングエリアで実施するもの

ア 公益財団法人岐阜県スポーツ協会に所属又は加盟する補助事業者

イ 公益財団法人岐阜県スポーツ協会に所属又は加盟する団体に所属又は登録している補助事業者

（4） その他特に知事が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

（1） 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

（2） 営利を目的とするもの

（3） その目的が公序良俗に反するもの

（4） 県又は県から補助金等の交付を受けている団体から助成を受けて行うもの

（5） その他財政的支援が不適当と認められるもの

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第1項に規定する合宿に係る宿泊費（監督、コーチ、選手並びに選手の練習及び健康管理に携わる者に係るものに限る。）及び県内スポーツ施設の施設利用料とする。

（欠格事由）

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用して
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（別表3に掲げる補助事業者、合宿地及び入賞実績の区分に応じ、それぞれ補助上限額の欄に掲げる額を上限とする。）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセントを超える増減が生じない軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 前項第1号又は第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号の承認 事業内容変更申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）申請書（別記第3号様式）

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から15日を経過する日とする。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（県民等との交流事業）

第9条 第2条第1項第1号又は第2号に該当する補助事業者のうち国内の代表チームを編成する競技団体に該当するものは、合宿の初日の属する年度内に、県民等との交流事業に参加するなど当該事業の実施に協力するものとする。

（補助事業の広報等）

第10条 補助事業者は、補助事業で利用した県内のスポーツ施設及び補助事業の成果について、補助事業者又は補助事業者に所属する選手等が公式に管理し、又は運営する一般に閲覧可能なホームページ、SNS、広報紙等により、合宿期間又は合宿終了後に2回以上広報するものとする。

（補助金の交付時期等）

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（書類、帳簿等の保存期間）

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（暴力団の排除）

第13条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年６月８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年 月 日から施行する。

別表１（第２条関係）

全日本選手権大会 （オリンピック・パラリンピック・デフリンピック競技大会種目に限る。）
国民スポーツ大会
ジャパンパラ競技大会
全国障害者スポーツ大会
全日本社会人選手権大会
全日本実業団選手権大会
全日本実業団対抗駅伝競走大会
全日本学生選手権大会
全日本大学駅伝対校選手権大会
東京箱根間往復大学駅伝競走
出雲全日本大学選抜駅伝競走
全日本大学女子駅伝対校選手権大会
全日本大学女子選抜駅伝競走
全国高等学校総合体育大会
全国高等学校選抜等大会
全国高等学校駅伝競走大会
その他知事が認める大会等

別表２（第２条関係）

オリンピック競技大会
パラリンピック競技大会
デフリンピック競技大会
世界選手権大会
世界パラ選手権大会
世界デフ選手権大会

※ 年齢などの制限を設けている大会を除く。

別表 3（第 4 条関係）

大区分	小区分	補助事業者の区分	合宿地区分（※ 2）	入賞実績（※ 3）	補助上限額（※ 4）
1	ア	社会人チーム（実業団等）又は当該チームの所属する競技団体	高地	1 位	5 0 万円
	イ			2 位	3 0 万円
	ウ			3 位	2 0 万円
	エ		平地	1 位	5 0 万円
	オ	社会人以外の者（大学生・高校生）のチーム又は当該チームの所属する競技団体	高地	1 位	1 0 0 万円
	カ			2 位	5 0 万円
	キ			3 位	3 0 万円
	ク		平地	1 位	1 0 0 万円
2	ケ	海外の代表チーム（※ 1）を編成する競技団体	—	—	別途協議の上決定
	コ	日本の代表チーム（※ 1）を編成する競技団体	—	—	5 0 万円
3	サ	県内のチーム又は当該チームの所属する競技団体	高地	—	2 0 万円
4	シ	特に知事が認めたチーム又は競技団体	別途協議の上決定		

※ 1 「代表チーム」とは、国及びそれに準ずる地域の代表として、別表 2 に掲げる大会のために編成されたチーム（年齢などの制限を設けているものを除く。）をいう。

※ 2 「高地」とは高地トレーニングエリアをいい、「平地」とは高地トレーニングエリア以外の県内のスポーツ施設をいう。

※ 3 第 2 条第 1 項第 1 号アに掲げる補助事業に係る補助上限額は、2 以上の入賞実績のうち、より低い補助上限額となる入賞実績に応じた額とする。

※ 4 第 2 条第 1 項第 1 号イに掲げる補助事業に係る補助上限額は、補助事業者及び合宿地の区分に応じ、それぞれ入賞実績 1 位の補助上限額の欄に掲げる額とする。